

## 広島県告示第百八十四号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七十五条第一項、第三項及び第四項の規定によつて、河川区域内に放置されていた次の工作物を除却し、保管した。

平成二十八年三月二十四日

広島県知事 湯崎英彦

- 一 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量  
橋梁一式

- 二 当該工作物が放置されていた場所

安芸郡熊野町萩原八丁目六六五九番四地先河川敷

- 三 当該工作物を除却した日時

平成二十八年二月二十四日 十四時十分

- 四 当該工作物の保管を始めた日時

平成二十八年二月二十四日 十六時三十分

- 五 当該工作物の保管場所

安芸郡熊野町字深原五四八四番一

- 六 当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用の負担者

当該工作物を放置した者又はその所有者

- 七 実施機関及び問合せ先

広島県西部建設事務所管理第一課

電話（〇八二）二五〇一八一五〇